

兵庫県公報

令和5年5月26日 金曜日 第416号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託（消防保安課）	1
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	6
○ 観覧料の徴収事務の委託（県立歴史博物館）	6
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	8
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	9
○ 入札公告（県立農林水産技術総合センター）	9
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12

告 示

兵庫県告示第587号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により、免状交付事務の一部を次のとおり高圧ガス保安協会に委託した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 委託に係る免状交付事務の内容

乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液化石油ガス）責任者免状、丙種化学（特別試験科目）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状、第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状及び液化石油ガス設備士免状に係る次に掲げる事務に関する事。

- (1) 免状の交付申請書の配布、受付及び整理
- (2) 免状の再交付申請書の配布、受付及び整理
- (3) 免状の書換え申請書の配布、受付及び整理
- (4) 免状の作成及び送付
- (5) 前号に係る免状台帳の作成、保管及び整理
- (6) その他前各号に掲げる事務に関連する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

高圧ガス保安協会本部



兵庫県告示第588号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 主催者の名称及び所在地
 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 名称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
 所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 3 日程、会場等
 - (1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和5年7月2日(日)	宝塚市立男女共同参画センター・エル	宝塚市栄町2-1-2「ソリオ2」4階	40人
同 月7日(金)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	40人
同 月13日(木)	伊丹市立文化会館（東リいたみホール）	伊丹市宮ノ前1-1-3	30人
同 月25日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	40人
令和5年8月10日(木)	洲本市文化体育館	洲本市塩屋1-1-17	30人
同 年11月5日(日)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	60人

- (2) 講習
 - ア 第1型

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
令和5年8月1日(火)	宝塚市立男女共同参画センター・エル	宝塚市栄町2-1-2「ソリオ2」4階	40人
同 月22日(火)	やしろ国際学習塾	加東市上三草1175	40人
同 月31日(木)	たつの市青少年館	たつの市龍野町富永	30人
令和5年9月8日(金)	洲本市文化体育館	洲本市塩屋1-1-17	30人
同 月28日(木)	伊丹市立文化会館（東リいたみホール）	伊丹市宮ノ前1-1-3	30人
令和5年11月14日(火)	兵庫県中央労働センター	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	60人

- イ 第2型

受付開始年月日	令和5年11月20日(月)
受付締切年月日	同年12月8日(金)
レポート提出締切年月日	令和6年1月26日(金)

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

5 受講料

研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 受講についての問い合わせ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

電話 (078) 361-8097



兵庫県告示第589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

平岡町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	村上敏廣	加古川市平岡町新在家1863番地の2
同	井上義樹	同 市平岡町一色東1丁目51番地
同	大西將	同 市平岡町西谷210番地



兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

松山土地改良区

退任役員

役員の区分

氏名

住所

監事

成定卓見

姫路市林田町松山454番地

同

松ヶ下学

同 市林田町松山834番地1



兵庫県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市栄・木幡土地改良区	令和5年4月10日



兵庫県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市櫛谷中土地改良区	令和5年4月10日



兵庫県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市黒田土地改良区	令和5年2月14日



兵庫県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市二ツ屋土地改良区	令和5年2月28日

兵庫県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市常本土地改良区	令和5年4月18日

兵庫県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
御津西部土地改良区	令和4年4月1日

兵庫県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。
 令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

平岡町土地改良区

氏名	住所
岩坂嘉邦	加古川市平岡町新在家2354番地
岩本信太郎	同 市平岡町土山544番地
小南好弘	同 市平岡町土山940番地の2
上田雅敏	同 市平岡町高畑41番地
二川義信	同 市平岡町二俣488番地
南澤香純	同 市平岡町二俣766番地4
中田喜高	同 市平岡町新在家1040番地
中田正則	同 市平岡町新在家319番地
穴田泰英	同 市平岡町新在家1001番地の1

兵庫県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。
 令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

松山土地改良区

氏名	住所
松ヶ下 正 人	姫路市林田町松山814番地
井 口 務	同 市林田町松山289番地
金 輪 勘 二	同 市林田町松山238番地
松ヶ下 芳 則	同 市林田町松山643番地

嘉ノ海 敏 明 同 市林田町松山931番地
 橋 本 一 良 同 市林田町松山657番地
 村 上 新 内 同 市林田町六九谷65番地2
 藤 井 俊 一 同 市林田町松山468番地
 松ヶ下 貴 樹 同 市林田町松山844番地
 山 本 昇 同 市林田町六九谷56番地2

兵庫県告示第599号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0010号	5.5.11	豊岡市日高町国分寺字熊中52番1の一部、53番1の一部	6.00	34.95

兵庫県告示第600号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立歴史博物館の観覧料の徴収事務を、日東カストディアル・サービス株式会社に次のとおり委託した。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県立歴史博物館観覧料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県立歴史博物館の利用に係る観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
神戸市中央区三宮町3丁目7番6号神戸元町ユニオンビル9F
日東カストディアル・サービス株式会社
神戸支店 支店長 岩花 圭二郎
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 徴収の方法
日東カストディアル・サービス株式会社は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、兵庫県立歴史博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
カ	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151.33	宅地	7,869	787
キ	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地	3,502	351
ク	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅地	2,648	265
ケ	たつの市龍野町北龍野字的場261番7	297.62	宅地	7,767	777
コ	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	519.35	宅地	10,646	1,065

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 申込手続
 一般競争入札の申込手続は、上記(1)により参加の仮申込手続を完了した後、下記(3)で掲げる受付期間

内に所定の申込書により兵庫県総務部職員局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

令和5年5月25日（木）から同年6月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

郵送等の場合は、令和5年6月13日（火）消印有効とする。

4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

令和5年6月27日（火）午後1時から同年7月4日（火）午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

令和5年7月4日（火）午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で上記1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

~~~~~  
**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和5年5月26日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

兵庫県フェニックス防災システム運営業務

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県危機管理部災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地



- 5 随意契約に係る契約金額  
50,697,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(C)(i)による。



**兵庫県労働委員会の労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める公告**

兵庫県労働委員会の委員の任期が満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体にそれぞれ次により次期委員の候補者の推薦を求める。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 推薦資格を有する者
  - (1) 労働者委員候補者の推薦  
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合
  - (2) 使用者委員候補者の推薦  
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体
- 2 被推薦者  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。  
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。
- 3 推薦期間  
令和5年5月29日（月）から同年7月14日（金）まで
- 4 推薦に必要な提出書類
  - (1) 労働者委員候補者の推薦
    - ア 兵庫県産業労働部労政福祉課及び各県民局・県民センター労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
    - イ 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）
  - (2) 使用者委員候補者の推薦  
兵庫県産業労働部労政福祉課備付けの推薦書及び候補者経歴書
- 5 推薦書類の提出先
  - (1) 労働者委員候補者の推薦  
兵庫県産業労働部労政福祉課又は各県民局・県民センター労政担当課
  - (2) 使用者委員候補者の推薦  
兵庫県産業労働部労政福祉課



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年5月26日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター 所長 多田勝利

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名  
水産技術センター漁場環境観測システム保守管理業務委託
  - (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書による

- (3) 委託期間  
契約の日から令和6年3月31日（日）まで
  - (4) 履行場所  
明石市中崎1丁目4-1地先他 計8箇所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
    - (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
    - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。
    - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
    - (4) 会社更生法（昭和14年法令第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - 3 契約条項等を示す期間及び場所  
契約書及び誓約書等については、次のとおり閲覧に供する。
    - (1) 閲覧期間  
令和5年5月26日（金）から同年6月2日（金）まで  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - (2) 閲覧場所  
〒674-0093 兵庫県明石市二見町南二見22-2  
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター  
電話 (078) 941-8601 F A X (078) 941-8604
  - 4 入札説明書、入札参加資格確認資料及び仕様書等の交付
    - (1) 交付期間  
令和5年5月26日（金）から同年6月2日（金）まで
    - (2) 交付方法  
県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。  
なお、様式等は、県ホームページの「入札・公売情報」→「入札公告」→「委託・役務」→「入札公告様式」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。
  - 5 入札参加の手続き  
入札参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。
    - (1) 提出期間  
令和5年5月26日（金）から同年6月2日（金）まで  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - (2) 提出方法  
上記3(2)の場所に直接持参すること。
  - 6 入札手続等
    - (1) 入札・開札日時及び場所  
令和5年6月16日（金）午前11時  
兵庫県明石市二見町南二見22-2  
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター 2階会議室
    - (2) 入札書の提出期限

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年6月15日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年6月15日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

### (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で業務を行えることを確認できる書類を、令和5年6月2日（金）午後4時までに上記3(2)に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年6月23日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上入札した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、オに違反し無効となった者以外の者。

### (6) 支払条件は以下のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

### (7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (8) 契約書作成の要否

要作成

### (9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した水産技術センター漁場環境観測システム保守管理業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (10) その他

詳細は入札説明書による。

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社東甲インテリア  
代表者の氏名 代表取締役 澤田 貫三  
住所 西宮市西田町6-14
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 さんだ サンライズホテル 別館  
所在地 三田市相生町4209番1
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和5年5月26日から同年6月8日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和5年5月26日から同年6月8日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール伊丹  
所在地 伊丹市藤ノ木一丁目1番1号
- 2 法第8条第1項の規定により伊丹市から述べられた意見の概要
  - (1) 県道伊丹豊中線は、バスの運行路線にあたることから、渋滞が予測される場合には、予め誘導員を配置するなど、混雑緩和への対策を講じられたい。さらに、周辺道路の渋滞対策として、入店経路についての周知徹底を図られたい。
  - (2) 運用開始時には、交差点へ交通整理員を配置し、交通状況の把握に努めるとともに、状況に応じた対応をされたい。
  - (3) 路線バスの定時・安全運行の確保に必要な事項については、引き続き交通局へ情報提供を行い協議されたい。
  - (4) 工事の期間は常時警備員を配置するなど、歩行者の安全確保を徹底されたい。
  - (5) 本市は自転車利用率が高く、自転車による事故も多い現状であることから、工事終了後も警備員を常時配備するなど、自転車利用者を想定した安全対策を講じられたい。
  - (6) イオンモール伊丹における駐車場の自動車出入口数の変更により、北側出口が北側出入口となる。このことにより、一定、自動車等の渋滞緩和は進むものと考えられるが、現在、県道伊丹豊中線側道は、中学校の通学路になっている。このようなことから、中学生が自転車で登下校する時間帯は交通誘導員や警備員な

どを常駐されたい。

- (7) 自転車同士の事故や、歩行者と自転車、その他、自動車における交通事故が起こらないよう、警察や関係部局等と連携を図り、安全対策を講じられたい。
- (8) イオンモール伊丹周辺道路は、伊丹市立伊丹小学校及び伊丹市立北中学校の通学路となっているため、工事期間は工事車両等が児童生徒の登下校の時間帯（登校時間午前6時30分から午前8時30分まで、下校時間午後2時30分から午後7時まで）に校区内を通行する際には、安全に十分配慮されたい。
- (9) 工事車両出入口や駐車場出入口に複数の警備員を配置する等、児童生徒の安全確保に努められたい。

### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

#### (2) 縦覧期間

令和5年5月26日から1月間